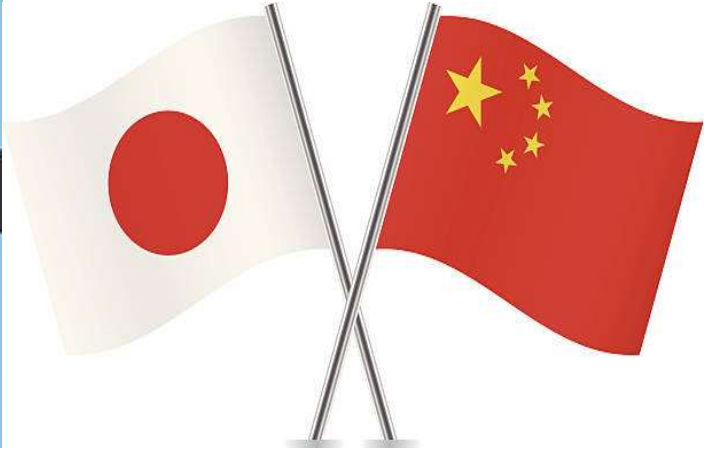


新たな外国人材受入れ制度のご案内

在留資格「特定技能」とは、深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受入れる制度です。



登録支援機関・連友事務所

登録番号 19 登—001728

(提携企業: 聯友企業株式会社)



ご挨拶

特定技能制度において、 受入れ企業様の支援体制構築をサポートします。

私ども連友事務所は、2019年に創設された特定技能制度を活用する受入れ企業様を専門的な立場から支える登録支援機関です。

特定技能外国人を雇用する場合、受入れ企業様は、その外国人が安定的かつ円滑に活動するために、職場、日常生活、社会上の支援を行うことが法律で義務付けられていますが、その支援には、書類作成等で専門的な知識や経験が必要になり、特に雇用する外国人の言葉や文化に精通する支援者が欠かせない為、多くの受入れ企業様は、大きな負担を感じているとお聞きます。

そこで、私どもはこの分野の専門家として、受入れ企業様との支援委託業務契約の元、支援計画書の作成、実施等を行い、受入れ企業様をサポートすることで、支援体制構築における不安を解消します。

主に、中国出身の優秀な人材(特定12産業分野において2年以上の経験を有する方)の迎え入れにおいて支援を行います。中国ビジネスの経験と太いパイプを持つ聯友企業株式会社(※印)と提携することで、万全な体制を整えております。

最後になりますが、私共は受入れ企業様の人材不足の解消や更なる発展の為に精一杯努力する所存ですので、特定技能制度の活用の際には、私共をパートナーとしてご検討頂けたら幸いです。

※ 印:聯友企業株式会社

1962年創立、約60年の歴史のある日中間専門の貿易会社です。また、中国国内に多数の合併会社や提携企業を有しています。受入れ企業様が、中国との貿易や企業進出に関心があれば、遠慮なくご相談ください。

特定技能1号外国人採用のメリット

現在の日本は人手不足が深刻化しています。一例として、少子高齢化、労働人口が減少し続けています。改善策として、副業解禁・定年年齢の変更・女性活躍推進法の改正など制度変更が進んでいます。しかし、まだ十分ではありません。元々技能実習制度がありましたが、技能を有した技能実習生も最大5年間で帰国してしまいます。企業としてはせっかく育てた人材を5年で帰国してしまえば、採用活動の繰り返しになってしまいます。特定技能制度は、特に人手不足が深刻化している12産業分野で、さるなる最大5年間人材を確保するために生まれました。技能実習期間と特定技能期間を併せて、最大10年間の人材確保が可能になります。

特定技能1号外国人採用のメリットは、大きく分けて五つあります。

- (1) 特定技能1号外国人の採用は初年度から採用できる人数枠が大きい(雇用できる人数が多い)。
- (2) 特定技能1号外国人の採用は受け入れ後の制約事項が少ない(雇用上の制限が少ない)。
- (3) 比較的レベル高く、即戦力となる人材の確保が期待できます。

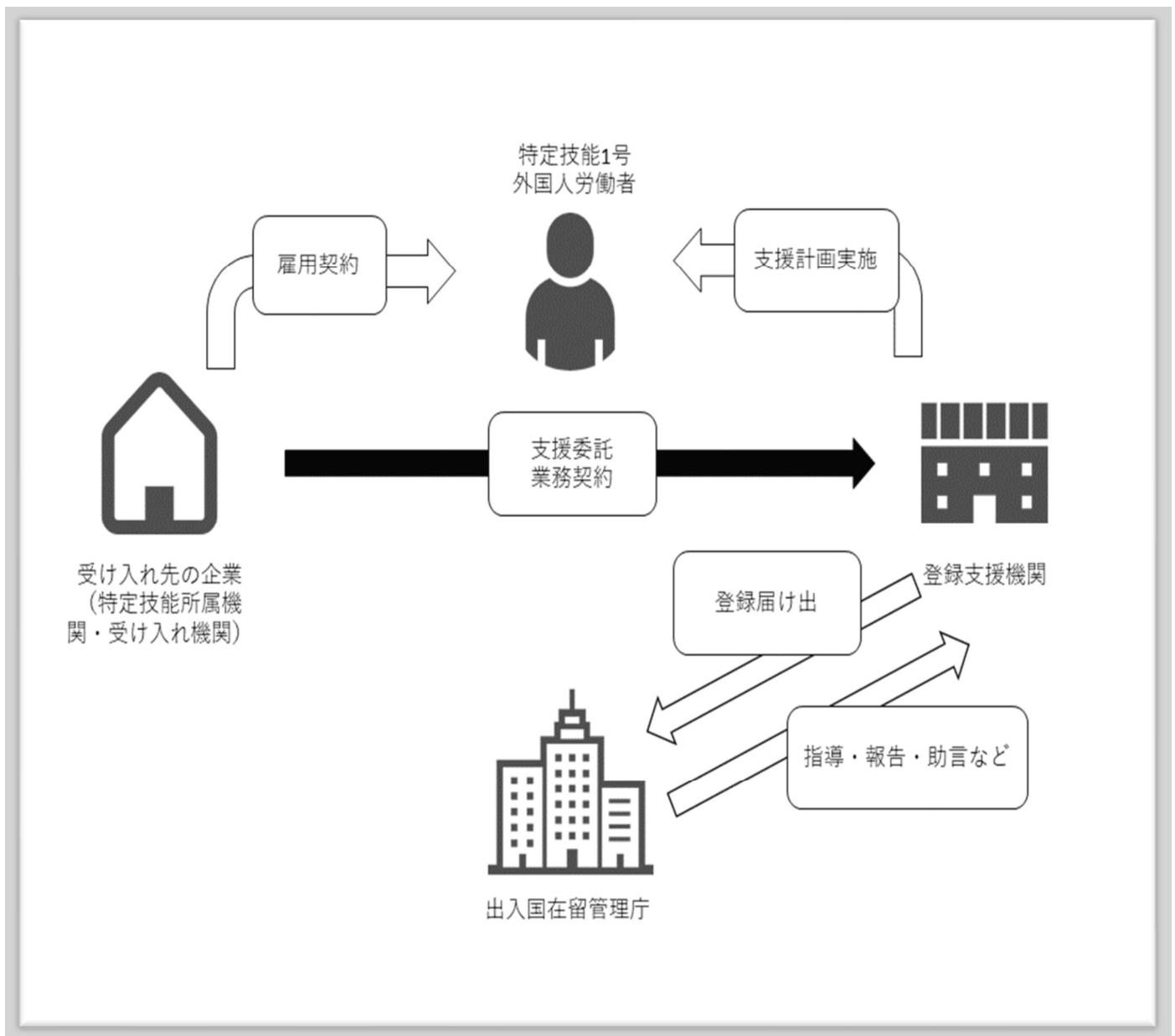
(4) フルタイムでの雇用

週 28 時間以内のアルバイトで採用していた外国人を、フルタイムで雇用できるようになります。出勤時間や日数の制約が緩和され、給与だけではなく雇用保険など福利厚生面でも、契約条件が変わります。

(5) 転職が可能

特定技能外国人は同様な企業で継続的に就労するだけでなく、同一の業務区分内での転職が可能になります。同時に採用側も契約期間満了時に契約更新可否の選択が可能になります。

特定技能1号外国人受入れイメージ



特定技能1号外国人の就労開始までの流れ



支援項目

義務的支援活動

「義務的支援・法令に定める支援」とは、1号特定技能外国人支援計画に記された支援内容を指し、記載したことをすべて実行しないと「基準に満たしていない」と判断され、1号特定技能外国人の受入れを認められなくなります。

1. 事前ガイダンスの実施
2. 出入国する際の送迎
3. 適切な住居の確保・生活に必要な契約支援
4. 生活オリエンテーションの実施
5. 公的手続等への同行
6. 日本語学習の機会の提供
7. 相談または苦情への対応
8. 日本人との交流促進に係る支援
9. 転職支援(人員整理等の場合)
10. 定期的な面談・行政機関への通報

その他の支援活動

1. 特定技能1号外国人の入国・在留に関する申請書類作成のサポート・点検・取次
2. 出入国在留管理庁への各種届出・報告書作成の助言
3. 求人募集の支援、面接開催、翻訳・通訳業務
4. 国内外での技能試験実施の情報提供、資格取得者への支援
5. メンタルカウンセリング、マナー講座の開催等

支援委託手数料(特定技能外国人を支援にかかる費用)

登録支援機関名称 連友事務所
登録番号 19 登—001728
登録年月日 2019年8月22日
代表者の氏名 鈕 カ明(ニュー リキメイ)
住所 〒111-0033
東京都台東区花川戸 2-3-11 インカビル 4階
電話番号 03-5806-6021 FAX 035-806-1067

聯友企業株式会社
代表取締役 瀬戸 俊一
住所 〒105-0004
東京都港区新橋 5-23-10 片山ビル 5階
電話番号 03-3433-6731 FAX:03-3433-6735